



産業廃棄物処理計画書

令和2
平成32年6月15日

（宛先）奈良市長

提出者

住所 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
マルイト難波ビル

氏名 榎浅沼組 大阪本店
常務執行役員 本店長 豊田 彰啓
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6585-5500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱第5条の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、この書面を添えて提出します。

事業場の名称	株式会社 浅沼組 大阪本店
事業場の所在地	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 マルイト難波ビル
計画期間	令和2 平成32年4月1日 から 令和3 平成33年3月31日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	日本標準産業分類の区分 06 総合工事業
② 事業の規模	製造品等出荷額、元請完成工事高、病床数 等 () 年度 万円 病床 2019年度完成工事高：379億円
③ 従業員数	336 (2020年3月31日現在) 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

【別紙】産業廃棄物処理計画書

実施状況報告年度 令和元 年度
 計画書作成年度 令和2 年度

氏名又は法人名 報告担当者名
 報告担当者名 報告担当者名
 報告担当者名 報告担当者名

報告担当部署 品質環境部
 電話番号(直通) 080-2535-6951

番号	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項(第2面)		自らの再生利用を行った産業廃棄物の量		自らの熱回収を行った産業廃棄物の量		自らの中間処理により減量した産業廃棄物の量		自らの中間処理に関する事項(第3面～第4面)		自らの再生利用、中間処理、熱回収、中間処理、中間処理、中間処理の相立処分又は海外搬入処分に関する事項(第4面)		産業廃棄物の処理の委託に関する事項(第4面～第5面)					
		実績値及び目標値	実績値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	他者への処理委託量	他者への処理委託量	他者への処理委託量	他者への処理委託量	他者への処理委託量	他者への処理委託量
(1)	汚泥		実績 20 目標 18																
(2)	廃プラスチック類		実績 1.4 目標 1.3																
(3)	木くず		実績 84.1 目標 75.7																
(4)	金属くず		実績 0.9 目標 0.8																
(5)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		実績 40.4 目標 36.4																
(6)	がれき類		実績 696.3 目標 626.7																
(7)	建設系混合廃棄物		実績 203.1 目標 182.8																
(8)	その他産業廃棄物		実績 0.5 目標 0.5																
(9)			実績 目標																
(10)			実績 目標																
(11)			実績 目標																
(12)			実績 目標																
(13)			実績 目標																
合計			実績 1046.7 目標 942.2																

単位: t

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和元年度）実績】 (1)～(4)以外は別紙のとおり				
	産業廃棄物の種類	(1)	汚泥	(2)	廃プラスチック類
① 現状	排出量	20 t		1.4 t	
	産業廃棄物の種類	(3)	木くず	(4)	金属くず
	排出量	84.1 t		0.9 t	
	(これまでに実施した取組)				
・ コンガラ、アスガラ：解体工法やコンクリート打設計画の工夫及び仮設計画・仮舗装の範囲等の検討による発生量の削減。 ・ 木くず：鋼製型枠の使用、実寸法での搬入等。 ・ 廃石膏ボード：プレカットによる搬入。 ・ 建設汚泥：工法の選択					
② 計画	【目標】 (1)～(4)以外は別紙のとおり				
	産業廃棄物の種類	(1)	汚泥	(2)	廃プラスチック類
	排出量	18 t		1.3 t	
	産業廃棄物の種類	(3)	木くず	(4)	金属くず
排出量	75.7 t		0.8 t		
(今後実施する予定の取組)					
・ 上記事項を継続実施する。					

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 作業所毎に混合廃棄物排出量の原単位目標を設定し、混合廃棄物としての排出量を減らすことにより分別を促進する。 ・ 主な分別材：コンガラ、アスガラ、木くず、廃石膏ボード、金属くず、ダンボール等
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記事項の実施状況を作業所巡視、環境パトロール等で指導し、更なる分別の促進に取り組む。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和元年度）実績】		(1)～(4)以外は別紙のとおり	
① 現状	産業廃棄物の種類	(1)	汚泥	(2)	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		0 t		0 t
	産業廃棄物の種類	(3)	木くず	(4)	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		0 t		0 t
	(これまでに実施した取組) 移動式破砕機によるコンガラの自ら利用。				
		【目標】		(1)～(4)以外は別紙のとおり	
② 計画	産業廃棄物の種類	(1)	汚泥	(2)	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		0 t		0 t
	産業廃棄物の種類	(3)	木くず	(4)	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		0 t		0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し。				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和元年度）実績】		(1)～(4)以外は別紙のとおり	
① 現状	産業廃棄物の種類	(1)	汚泥	(2)	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		0 t		0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		0 t		0 t
	産業廃棄物の種類	(3)	木くず	(4)	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		0 t		0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		0 t		0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し。				
		【目標】		(1)～(4)以外は別紙のとおり	
② 計画	産業廃棄物の種類	(1)	汚泥	(2)	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		0 t		0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		0 t		0 t

(第4面)

産業廃棄物の種類	(3)	木くず	(4)	金属くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		0 t		0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		0 t		0 t
(今後実施する予定の取組) 特に無し。				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】 (1)～(4)以外は別紙のとおり				
	産業廃棄物の種類	(1)	汚泥	(2)	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		0 t		0 t
	産業廃棄物の種類	(3)	木くず	(4)	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		0 t		0 t
(これまで実施した取組) 特に無し。					

② 計画	【目標】 (1)～(4)以外は別紙のとおり				
	産業廃棄物の種類	(1)	汚泥	(2)	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		0 t		0 t
	産業廃棄物の種類	(3)	木くず	(4)	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		0 t		0 t
(今後実施する予定の取組) 特に無し。					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】 (1)～(4)以外は別紙のとおり				
	産業廃棄物の種類	(1)	汚泥	(2)	廃プラスチック類
	全処理委託量		20 t		1.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量		20 t		0 t
	再生利用業者への処理委託量		20 t		1.4 t
認定熱回収業者への処理委託量		0 t		0 t	

	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t		0 t
	産業廃棄物の種類	(3)	木くず	(4)	金属くず
	全処理委託量		84.1 t		0.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量		21.1 t		0 t
	再生利用業者への処理委託量		84.1 t		0.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t		0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t		0 t
	(これまでに実施した取組) %処理委託現状取組%				
	【目標】 (1)～(4)以外は別紙のとおり				
	産業廃棄物の種類	(1)	汚泥	(2)	廃プラスチック類
	全処理委託量		18 t		1.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量		18 t		0 t
	再生利用業者への処理委託量		18 t		1.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t		0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t		0 t
	産業廃棄物の種類	(3)	木くず	(4)	金属くず
	全処理委託量		75.7 t		0.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量		19 t		0 t
	再生利用業者への処理委託量		75.7 t		0.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t		0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t		0 t
	(今後実施する予定の取組) %処理委託予定取組%				
② 計画					

収受印	※	備考	※	事業所番号	※
-----	---	----	---	-------	---

※ 欄には何も記入しないこと

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量等が下記のものについて事業場ごとに1枚作成すること。
 - (1) 前年度の産業廃棄物総発生量が500トン以上の事業場
 - (2) 資本金が4千万円以上で建設業を営むもの
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第3号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が5以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

別添1 処理工程図

※建設工事、解体工事、改修工事等

①がれき類（コンクリートがら、アスコンガラ等）

⇒再生処理業者に委託して、破碎機等で破碎し、再生砕石や再生アスコンなどに加工し再資源化する。

②木くず

⇒再生処理業者に委託し、チップ化し、燃料や紙の原料などに加工し再資源化する。

③汚泥

⇒脱水、乾燥処理、造粒固化等により土砂、改良土、流動化土等に加工し再資源化する。

④廃プラスチック

⇒破碎し、プラスチックの原料にしたり、紙くずと混合し熱熔融・成型処理によりRPF（固形燃料）に加工し再資源化する。

⑤廃石膏ボード

⇒選別、破碎により紙と石膏に分け、紙の原料、地盤改良材の原料などに加工し再資源化する。

⑥混合廃棄物

⇒選別により、上記①～⑤等の再資源化を行う。

⑦廃石綿、石綿含有産業廃棄物

⇒最終処分場に直接埋め立てる。

別添2 管理体制図

廃棄物排出管理組織表(兼:処理委託業者一覧)

工事

統括産業廃棄物処理管理責任者					「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」・「浅沼組:建設副産物(廃棄物)管理の実務」に基づき作成する。 ・統括産業廃棄物処理管理責任者は、 建築部長 又は 土木部長 。 ・産業廃棄物処理管理責任者は、 作業所長 。 (注・他例では、『産業廃棄物処理責任者』『産業廃棄物管理責任者』などの名物を使うことがある) ・産業廃棄物処理管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、保管場所管理者は、 業務可 。 建設廃棄物処理記録関係書類(B)ファイルに処理委託業者一覧としてファイルする。
建築部長	○	○	○	○	
産業廃棄物処理管理責任者					
作業所長	□	□	□	□	

特別管理産業廃棄物管理責任者			
△	△	△	△

保管場所管理者			
◇	◇	◇	◇

協力業者			
災害防止協議会兼施工体系図のとおり			

当社・共同企業体の社員(作業所職員)から選任する。
特別管理産業廃棄物管理責任者は、**有資格者**であること。

注: 特別管理産業廃棄物を処理委託する業者は、○印を記す。特(特) 処分ルート欄:同一マニフェストでの処分ルート毎に、識別記号を付す。

番号	処分ルート	収集・運搬業者			
		業者名	許可番号	担当者名	電話番号
1	混合 特	(株)○口収集運搬興業			
2	As 特	アスガラ運搬商店(有)			必要時に、業者との連絡が可能な担当者・電話番号
3	がれき 特	(有)廃棄物運搬社			
4	特				
5	特				

上段: 排出場所(現場所在地)の収集運搬許可番号
下段: 荷下ろし(搬入)場所の収集運搬許可番号

注: 特別管理産業廃棄物を処理委託する業者は、○印を記す。特(特) 処分ルート欄:同一マニフェストでの処分ルート毎に、識別記号を付す。

番号	処分ルート	中間処理業者			
		業者名	許可番号	担当者名	電話番号
1	混合 特	△▽中間処理産業(株)			
2	As 特	前田ロテック再生(株)			
3	特				【処分ルート】符号は何でもよいが、分かり易く、かつ、排出した廃棄物のフローが解るようにする。 ①廃棄物を[(株)○口収集運搬興業]が運搬し[△▽中間処理産業(株)]に搬入・処理され、[●●最終処分場(株)]【臨海処分センター組合】[(株)なんとか処分地]に最終処分される。 ②アスコンがらを[アスガラ運搬商店(有)]が収集運搬し、[前田ロテック再生(株)]に持ち込まれ、再生資源化(処理)される。 ③解体や掘削時に発生しがれき類を[(有)廃棄物運搬社]が運搬し、当社と直接契約した[山奥埋立地(株)]にて埋め立て処分される。
4	特				
5	特				

注: 処分ルート欄:同一マニフェストでの処分ルート毎に、識別記号を付す。

番号	処分ルート	最終処分業者			
		業者名	許可番号	担当者名	電話番号
1	混合	●●最終処分場(株)			
2	混合	臨海処分センター組合			直接契約の場合は、必ず記入。その他は、記入しなくても良い。
3	混合	(株)なんとか処分地			
4	がれき	山奥埋立地(株)		奥山 梅太	0**-**-00**
7					

最終処分委託契約を、当社と直接契約した場合は、当該業者を、**実線**で結ぶ。

業者欄が足りない場合は、適宜業者を挿入して、作成する

最終処分委託業者と直接契約する場合は、点線を実線にする。